

令和5年度 守谷市放課後子ども総合プラン 自己評価チェックシート

施設名 大野小学校児童クラブ

守谷市放課後子ども総合プランの自己評価は、評価基準を厚生労働省『放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月）』とし、施設運営の実情に応じて、放課後子ども教室及び学校をはじめとする他施設や地域との連携を踏まえた運営について、一定期間を振り返って評価するものとします。

<自己評価チェックの進め方>

・各施設単位で、運営の内容について確認してください。
・各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
・その際、別紙「自己評価チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて、「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
・各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項がすべてできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階で記入してください。なお、**評価に該当しない場合は、「－：該当しない（評価対象に当てはまらない）」**を記入してください。
・○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（評価が△、×だった場合は、改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください。（100字以内）職員間で評価結果や気づき、より良い育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

Ⅰ 運営指針：総則とそれに直接付随する項目【＝第1章、第2章、第7章に対応する項目】

区分			チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	日々のミーティングや、会社の支援員の研修等で、運営指針の趣旨は理解している。
	2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	認定資格研修、支援員研修で放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割は理解できている。
	3	放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	保護者や子どもたちが、安心して過ごせる環境を整えるよう努めている。育成支援の目的を全員が理解している。
			(2)保護者及び関係機関との連携	○	子どものことで、心配なことや気になることがあったら、保護者、学校に報告をし、現状を把握し合い、解決策を話し合うなどの連携をとっている。
			(3)放課後児童支援員等の役割	○	支援員の役割については理解している。研修等も受けながら子ども達の育成支援については、その環境を整えていくように努めている。
			(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	大切な子どもを保護者からお預かりしている社会的責任はとても重要であると支援員全員が理解している。
第7章 職員の資質向上	4	放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	毎月のいじめ防止活動や、日々のミーティング等で子どもたちの育成支援にあたり、実際に起きた出来事を、支援員間で情報共有し、日々、内容向上に努めている。
			(2)法令遵守のための組織的取組	○	子ども、保護者一人一人の人格を尊重し、信頼関係を構築していけるよう取り組んでいる。また、個人情報については、適切に取り扱っている。
	5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子ども及び保護者からの要望及び苦情があった場合は、マネージャーより、会社、学校に内容を明確に伝える。迅速かつ的確に誠意を持って対応する。
	6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	子どもや保護者の状況について、支援員間で情報交換、意見交換し、協力して組織的に取り組んでいる。
			(2)研修等	○	会社からの定期的な研修、ミーティング等で支援員に発信しているので環境は整っている。
第2章 事業の対象となる子どもの発達	7	子どもの発達理解	(3)運営内容の評価と改善	○	毎年の保護者アンケートや自己評価を実施し、結果を公表して、どのような取り組みをしているのかを明らかにし、事業内容の向上や改善を図るよう心掛けている。
			○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	支援員間で情報を共有し、学校、会社とも連携しながら、支援していけるよう対応している。保護者からの情報も得られるように、保護者と常にコミュニケーションを図っている。

Ⅱ 運営指針：育成支援に直接かかわる項目【＝第3章、第5章に対応する項目】

区分			チェック項目	結果	コメント
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	8	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	健やかで、伸び伸びと活動できるように、活動内容を重視し工夫している。
			(2)育成支援の留意点	○	年齢や発達状況の違う子どもたちが一緒に過ごす場として、子ども同士の関係を捉え、適切に関わり、適切に支援している。
	9	障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○	障がいのある子どもの受け入れに当たっては、子どもや保護者との面談の機会を持ち、可能な限り受け入れをしている。
			(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障がいのある子ども、他の子どもが生活を通して共に成長していけるよう、適切な配慮をしている。
	10	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	子どもの状態や家庭の状況を把握し、子どものSOSを見逃さずに早期発見につなげる。
			(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	保護者、学校との情報交換を行い、連携して適切な育成支援を行う。
			(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	保護者や子どものプライバシーの保護に留意している。
	11	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	お迎え時や、電話・連絡帳等を活用して、子どもの出席席を確認している。子どもの様子はお迎えの際に保護者に伝えている。
			(2)保護者からの相談への対応	○	保護者との信頼関係を築くと共に、子育てのこと、家庭での様子等、保護者が相談しやすい雰囲気作りをするよう心掛けている。
			(3)保護者及び保護者組織との連携	○	毎月のプランだより、連絡帳を活用して、保護者とのコミュニケーションを大切にしている。
	12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○	毎月のプランだよりを発行し、子どもの様子や連絡をすべての家庭に伝えている。
			(2)運営に関わる業務	○	児童クラブの運営にかかわる業務は、役割分担をして業務にあたっている。

Ⅱ 運営指針：育成支援に直接かかわる項目【＝第3章、第5章に対応する項目】の続き

区分				チェック項目	結果	コメント
第5章 学校及び地域との関係	13	学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校の協力を得て、情報共有し連携を図っている。
			(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報、秘密保持はお互いに漏洩しないように取り決めている。
	14	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	コロナの影響で、地域ボランティア、民生委員の方々との連携を図ることが少なかった。今後は以前のような連携を図るよう努めたい。
	15	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ		○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	施設利用については、学校側が全面的に協力してくれているので、適切な対応ができています。

Ⅲ 運営指針：育成支援（事業内容）を直接支える項目【＝第6章2に対応する項目】

区分				チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	16	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗い、消毒、マスク着用等の対策を徹底し、感染防止に努めた。また、コロナ5類感染症にへの移行後、放課後子ども総合プランにおける感染症対策に基づき的確な対応をしている。
			(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	怪我、事故については速やかにマニュアルに沿って対応している。
			(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	地震・火災・不審者対応について、対応方針を定め、年3回の避難訓練を実施している。
			(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○保護者・学校と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	間違い下校、間違い預かりは絶対にないように、複数チェック、複眼で行い、保護者・学校と連携して子どもの安全を確保している。

Ⅳ 運営指針：最低基準（市の条例）に依拠する項目【＝第4章、第6章1に対応する項目】

区分				チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	17	施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	子どもたちが安心、安全に活動できる環境を整え、学校と連携して安全な運営を実施している。
			(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	設備、備品は充実している。
第4章 放課後児童クラブの運営	18	職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	綿密にシフトを組んで、正しい支援員配置（支援の単位ごとに2名以上）をしている。
			(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援員の単位ごとに育成支援を行っている。
			(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	雇用の安定に尽力しており、待遇面についても昇級制度やキャリアアップを導入し、若い職員が長期的に勤務できるよう配慮している。
			(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	勤務時間は正しく決められた時間で必要となる時間で設定できている。
	19	子ども集団の規模（支援の単位）		○適切な子ども数等の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	○	各部屋、適切な子どもの人数（概ね40人以下）で運営できている。
	20	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	運営基準に沿って適切に設定している。
	21	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	利用開始、退所に関して、適切に対応ができています。
	22	運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	子どもの健全育成、子どもの福祉について理解し、安定した運営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。
			(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
	23	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	働きやすい環境を整えてくれている。とても良い労働環境である。
	24	適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	保護者会役員に会計監査を依頼し、適正な会計管理を行っている。
			(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	実行委員会及び、保護者総会の資料内にて情報公開をしている。